

生産緑地地区における買取申出について（確認書）

以下の留意事項の内容を確認したうえで、全ての□にレ印を記入してください。

（1） 共通事項

- 買取申出受付後の取下げはできないことを理解している。
- 生産緑地地区の廃止後、再度指定することは原則としてできないことを理解している。
- 買取申出受付後、親族間等で争議が生じた場合、市は一切の責任を負わないことを理解している。
- 都市計画審議会を経て市報に告示されたときに、都市計画上の生産緑地地区が変更（除外）されることを理解している。
- 特定生産緑地の指定がされている生産緑地地区を買取申出した場合、生産緑地地区の変更（除外）に伴い、特定生産緑地の指定も解除されることを理解している。
- 買取申出の手続の中で当該生産緑地の買取りを希望する者が現れた際に、特定生産緑地の申請状況について伝えることについて了承している。

（2） 他に所有する又は耕作している生産緑地地区が残る場合

- 主たる農業従事者の死亡又は故障の事由で買取申出を行った場合、同一人物の事由では今後生産緑地地区の買取申出を行うことはできないことを理解している。

（3） 相続税等納税猶予について

- 買取申出を行う生産緑地地区が相続税等納税猶予の適用を受けているか確認した。
- 適用を受けている場合、買取申出を行うと買取申出日の2か月後が相続税及び利子税の納期限となることを理解して、買取申出前に税務署に相談し、指示に従っている。適用を受けていない場合でも、前述の事項を理解している。
- 適用を受けている場合、農政推進課に誓約書を提出している。適用を受けていない場合でも、前述の事項を理解している。

（4） その他の必要な手続について

- 公有地の拡大の推進に関する法律の手続が生産緑地地区内における行為の制限解除前に終わったとしても、生産緑地地区内における行為の制限解除前に所有権の移転を行うと、買取申出が無効となることを理解している。
- 生産緑地地区内における行為の制限解除後に開発行為等を行う場合は、農業委員会で所有権移転や農地転用の手続、建築局で建築基準法の手続を行う等、他法令に基づく手続が必要となることを理解している。

以上について、確認しました。

令和 年 月 日

申出者（代表）氏名 _____

日中連絡がつく電話番号 _____